

公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8(2026)年 3 月 23 日

収支等命令者

佐賀県県土整備部道路課長 天本 貴子

1 入札に付する事項

- (1) 契約名称 令和 8 年度 道路賠償責任保険
- (2) 保険内容 仕様書による。
- (3) 保険申込人 佐賀県
- (4) 保険期間 令和 8(2026)年 5 月 10 日 16 時から令和 9(2027)年 5 月 10 日 16 時まで

2 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）その他の法律に基づき、損害保険業の免許等を受けている者であり、佐賀県内に営業所等を有する者であること。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 格付け機関 4 社（スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター及び日本格付研究所）のうち 1 社以上から A 以上の格付けを受けている者であること。
又は、ソルベンシーマージン比率が 200% 以上であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を担当課に持参又は郵送により提出し、令和8(2026)年4月7日(火)17時までに必着すること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(1) 提出書類

ア 入札参加届(様式2)

イ 営業概要書(様式3)

ウ 格付け機関4社(スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター及び日本格付研究所)のうち1社以上からA以上の格付けを受けていることを証明する書類又はその写し

又は、ソルベンシーマージン比率が200%以上であることを証明する書類又はその写し

(2) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部道路課 管理担当 電話 0952-25-7155

4 入札方法等

(1) 入札書(様式1)を担当課に持参又は郵送(配達記録付き)により提出し、令和8(2026)年4月14日(火)15時までに必着すること。

(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を添付すること。この場合、入札書には入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号及び当該代理人の氏名を記載し、当該代理人の印を押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)すること。

(3) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の記載事項(金額欄を除く。)を訂正する場合は、当該訂正箇所を二重線で上書きしたうえで、当該箇所に押印すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記3(2)担当課に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和8(2026)年4月7日(火)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県

条例第 29 号) 第 1 条に規定する休日を除く。) の 9 時から 17 時までの間、上記 3 (2) 担当課及び佐賀県のホームページにおいて交付する。

(3) 入札説明会
実施しない。

(4) 入札書の提出場所
上記 3 (2) 担当課に同じ。

(5) 開札の日時並びに場所等

ア 日時 令和 8 (2026) 年 4 月 14 日 (火) 15 時 30 分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
佐賀県庁 新館 8 階 道路課内

ウ 開札は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。

6 入札の無効及び中止

(1) 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

キ 一人で二以上の入札をした者

ク 代理人でその資格のないもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、その後、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

(2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返す。

(3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定する。

(4) 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、後日、再度入札 (第 1 回目を含めて 3 回を限度とする。) を行う。落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8

号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

- (5) 落札者となるべき者の当該入札価格では契約の履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。なお、調査にあたっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

9 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがある。この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによる。

(4) 佐賀県から提供を受けた文書について、本業務に係る契約手続以外の目的に供してはならない。

(5) この入札に参加を希望する者は、入札までの手続に際して得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加希望者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負わない。これは、入札手続の終了後も同様とする。

(6) この入札に関する手続に要する費用の一切は、参加希望者の負担とする。

(7) 問合せ先

佐賀県県土整備部道路課 管理担当

電話 0952-25-7155